

第8期(令和3～5年度)  
芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画

【概要版】



芦北町  
令和3年3月



## 計画策定の背景・趣旨

わが国では、令和7年（2025年）にいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上（後期高齢者）となり、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。それに伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、老老介護世帯など、支援が必要な人はますます増加・多様化する反面、地域社会の担い手である現役世代は減少といった問題が顕在化しています。

これらの情勢を踏まえ、制度創立から20年を迎えた介護保険制度においては、医療、介護予防、住まい、生活支援の各サービスを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」を推進し、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しているところです。

本町の高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができる地域づくりを目指し、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第8期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。



## 計画の位置づけ

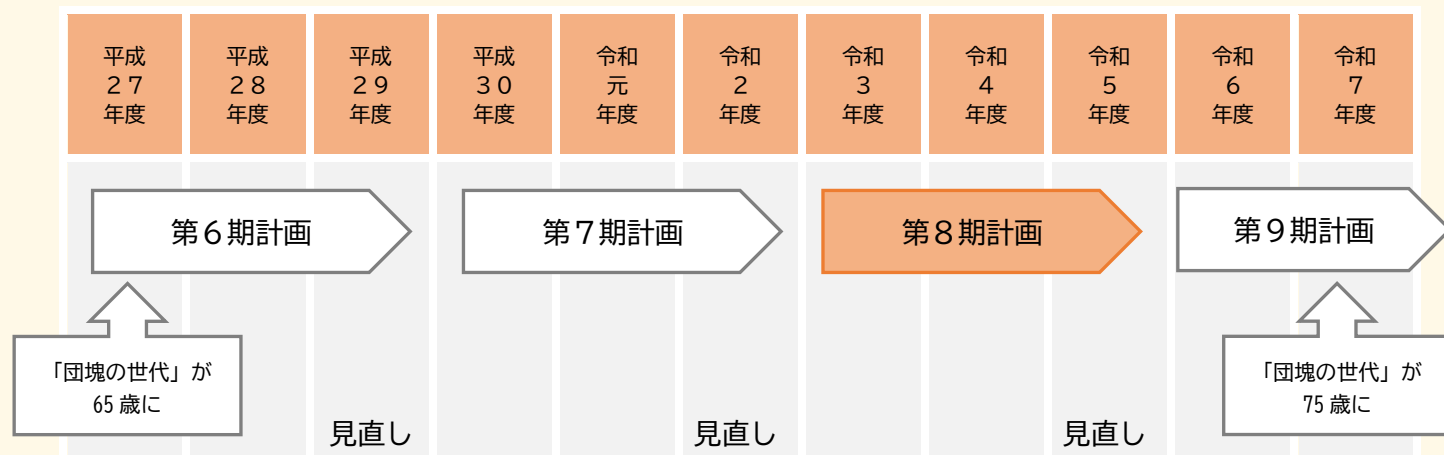
本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。



## 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度として令和5年度までの3か年を対象期間とした計画で、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えた計画となります。

なお、計画期間の最終年度である令和5年度には、高齢者を取り巻く状況等の変化を踏まえ次期計画を策定します。

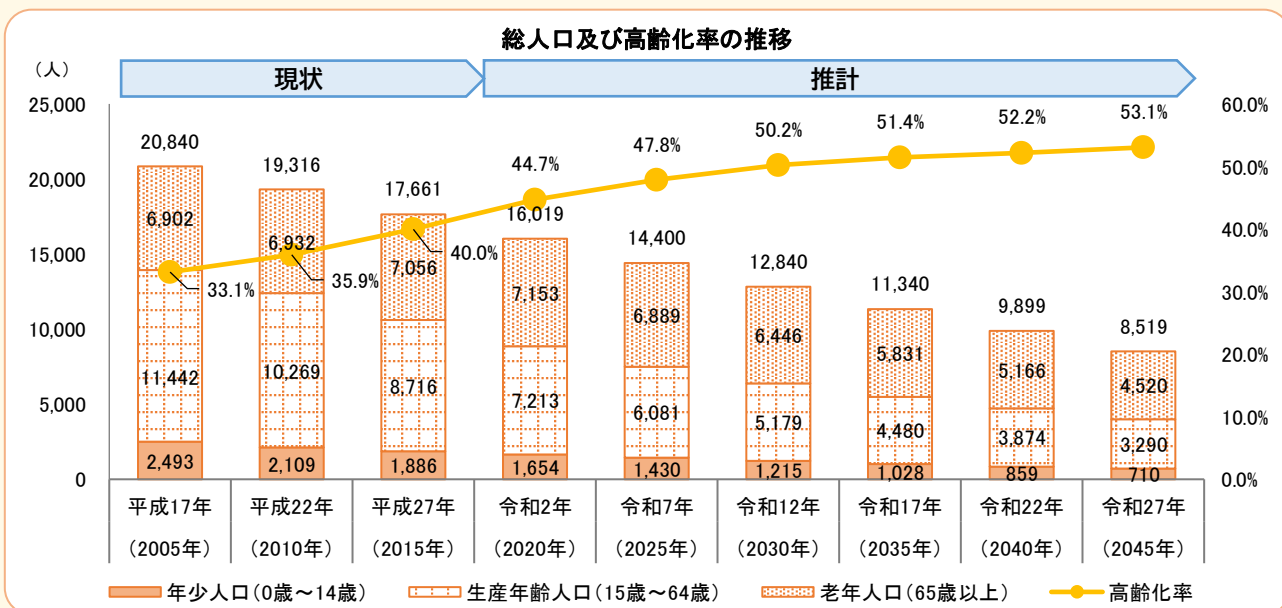




## 人口の推移・推計

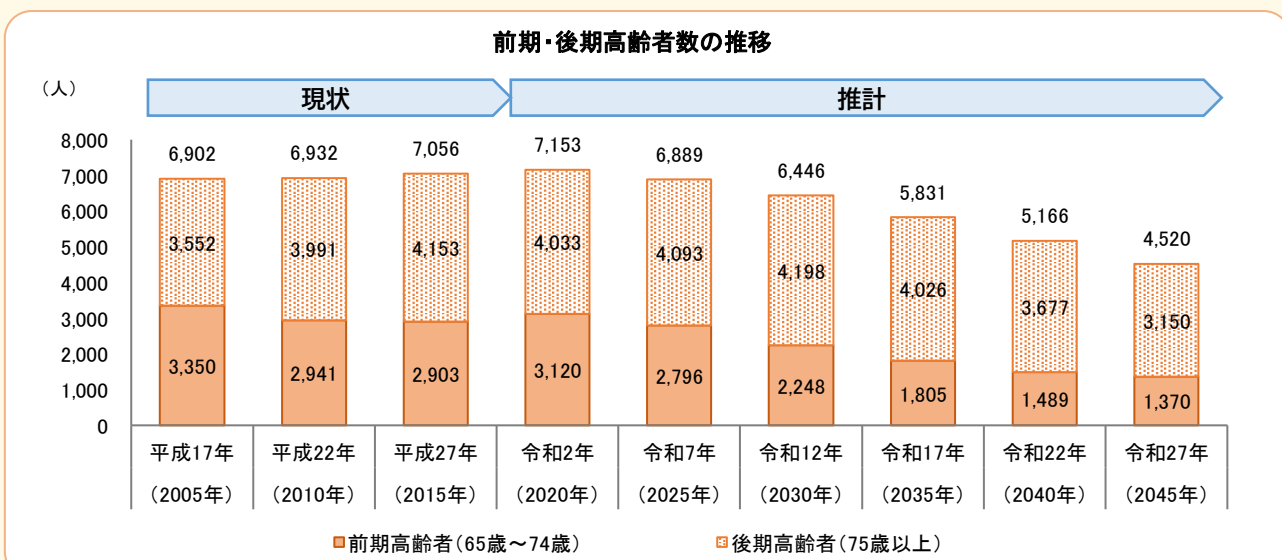
本町の総人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在、17,661 人で平成 17 年と比べて 3,179 人の減少となっています。

年齢区分別でみると、老年人口は増加していますが、生産年齢人口、年少人口はともに減少傾向にあり、高齢化率は 40.0% となり、推計では、総人口、老年人口、生産年齢人口、年少人口のいずれも減少傾向と見込まれています。



※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。  
(資料：総務省 平成 17 年～平成 27 年 10 月 1 日現在「国勢調査」、国立社会保障問題研究所 令和 2 年～令和 27 年「地域別将来推計人口」)

平成 27 年 10 月 1 日時点における本町の 65 歳以上の高齢者数は、7,056 人で平成 17 年と比べて微増していますが、推計では、高齢者数は減少傾向と見込まれています。後期高齢者の占める割合については、いずれも 5 割以上を占めており、令和 27 年には約 7 割を占める予測となっています。

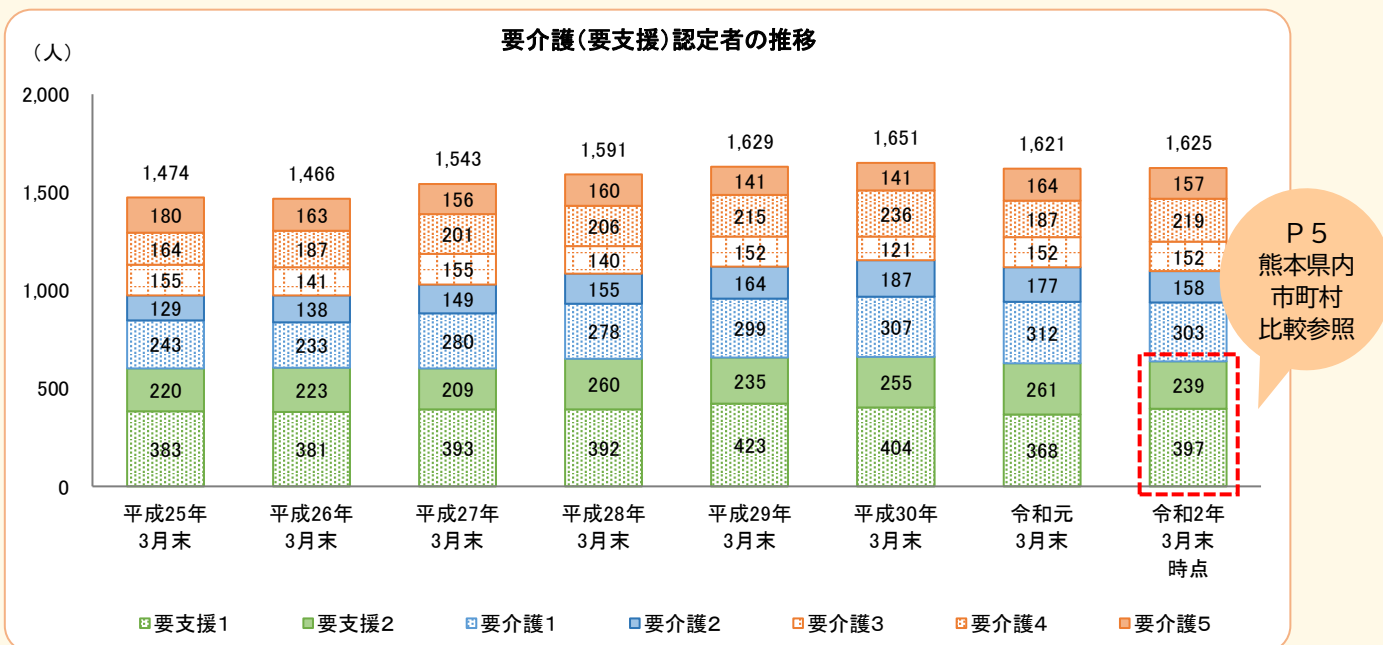


(資料：総務省 平成 17 年～平成 27 年「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所 令和 2 年～令和 27 年「地域別将来推計人口」)

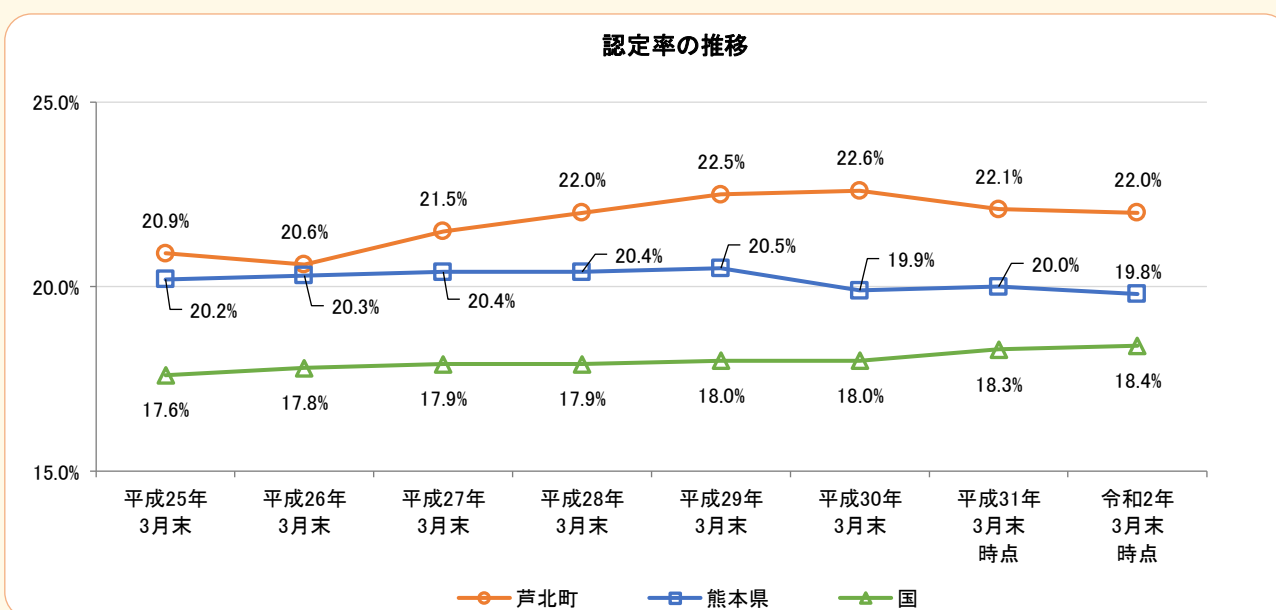


## 認定者数の動向

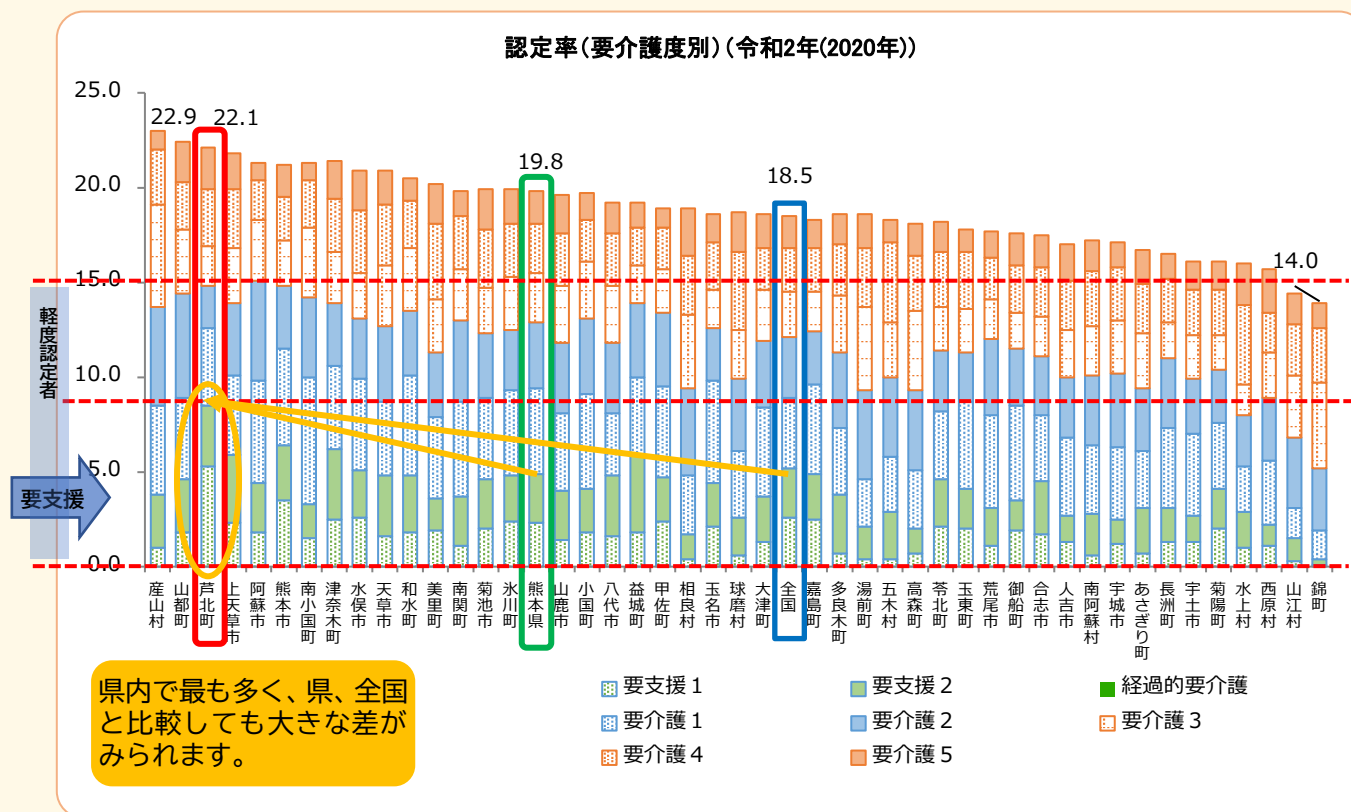
認定率は平成30年度までは上昇傾向にありましたが、以降は減少傾向となっています。しかしながら、全国・県内平均を上回っており、中でも軽度の認定者の割合が高く、特に要支援1、2の認定割合は県内で最も高い状況です。



(資料：厚生労働省 平成24年度から平成29年度「介護保険事業状況報告」年報、平成30、令和元年度「介護保険事業状況報告」3月月報)



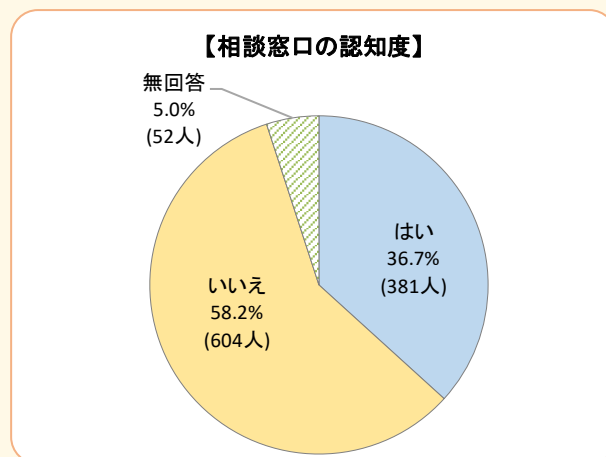
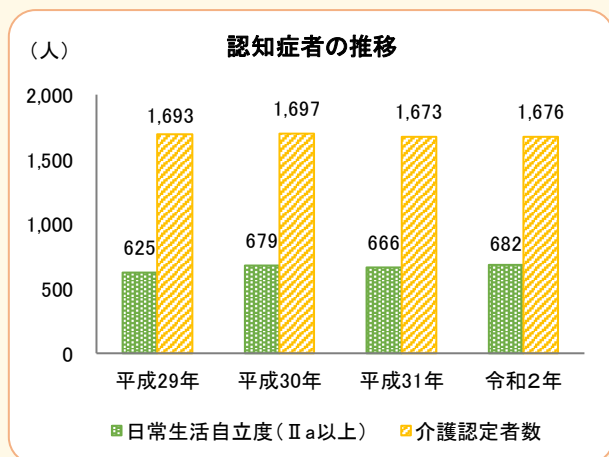
(資料：厚生労働省 平成24年度から平成29年度「介護保険事業状況報告」年報、平成30、令和元年度「介護保険事業状況報告」3月月報)



(資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成30, 令和元, 2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報))

## 認知症の状況

本町の要介護認定者の約4割に認知機能の低下がみられます。アンケートでは、認知症に関する相談窓口を知らない人が約6割となっていることから、認知症についての情報の啓発や相談窓口の周知を徹底するとともに、認知症予防のための取り組みの推進が重要となります。



(資料：各年3月末現在)

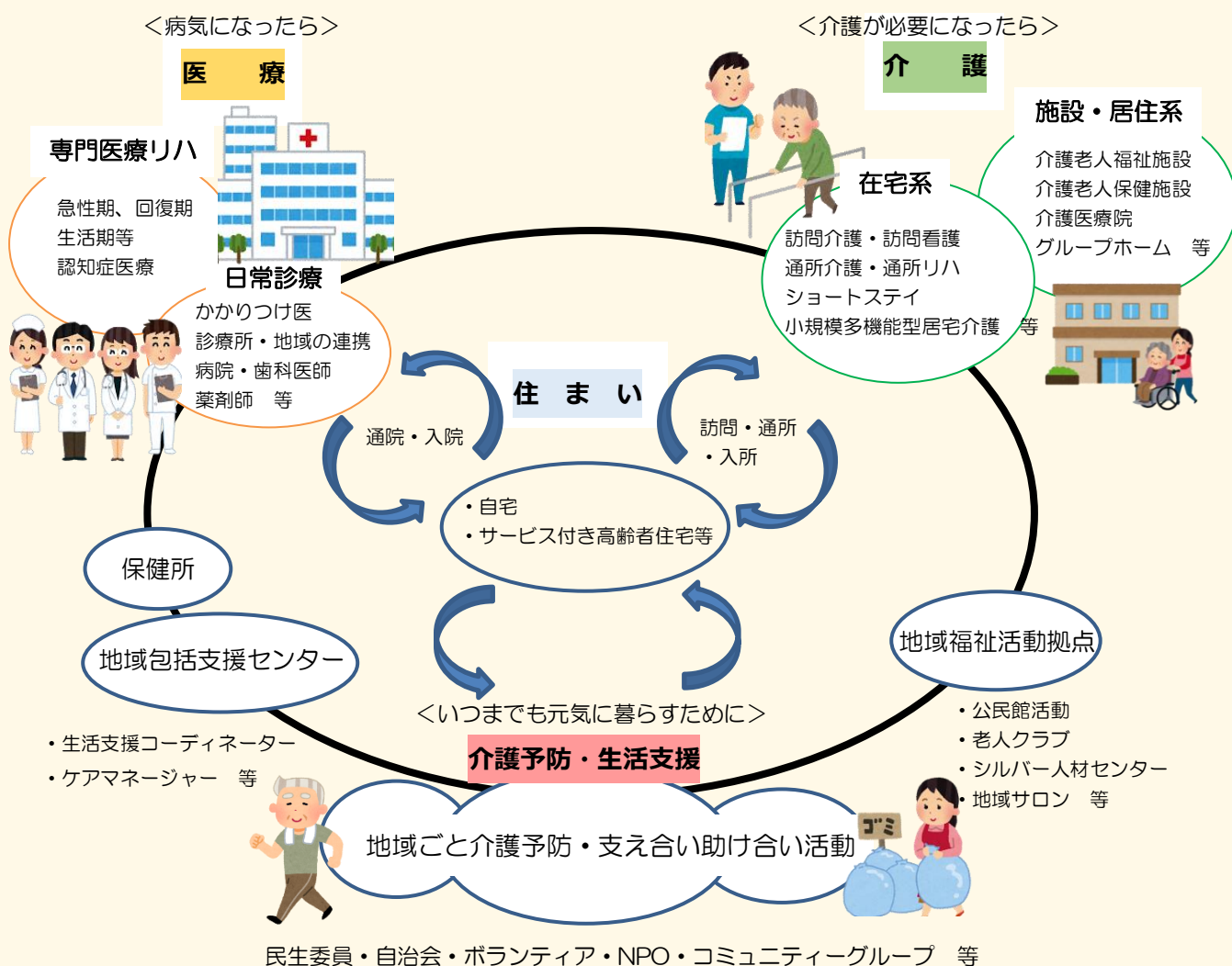


# 計画の基本的な考え方

## 芦北町における地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活を送るための支援が包括的に確保される体制です。

今後、いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据え、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要があります。



## 芦北町の将来像（令和 7 年（2025 年）の芦北町のあるべき姿）及び基本理念

### 生涯健やかで 心豊かな暮らしづくり “長寿で輝く” あしきた

本計画は、令和 7 年（2025 年）の将来像の実現に向けた計画であり、より着実かつ効果的に施策を推進するため、「高齢者の尊厳の保時」、「高齢者の自立支援と社会参加・参画の推進」、「利用者本位の視点の重視」、「住み慣れた地域での安心・安全な生活」を基本理念に掲げます。



## 計画の取り組み

### <基本目標1> 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が可能な限り自立し、活力に満ちた生活を送ることができるよう、健康づくり・介護予防事業に資する取り組みを推進します。

本町では、今後、75歳以上の高齢者の割合が高まる見込みであり、支援が必要な高齢者が増加することが予想されることから、健康づくりと介護予防事業等を切れ目なく一体的に実施していきます。特に高齢期においては心身が衰えた状態である「フレイル」への対策が求められており、心と身体の両面から総合的な予防対策を行っていく必要があります。

住民主体の通いの場での「いきいき百歳体操」の実施やリハビリ職による講話、歯科衛生士による口腔ケアの実施等の介護予防の取り組みを推進します。

- 1 健康づくりと生活習慣病予防の推進
- 2 自立支援、介護予防・重度化防止への取組の推進
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実・強化

### <基本目標2> 社会参加・生きがいの推進

平均寿命が延伸し、高齢者のライフスタイルも多様化する中、高齢者が楽しみを実感できる活動や高齢者が社会的役割を持って、地域活動にも生涯現役で活躍し続けられるよう、生きがいの環境を整備します。

高齢者が生涯をととして活動や生活ができる地域づくりを推進するとともに、高齢者自身が自ら培った技能や知識をいかながら社会を支える一員として活躍するための、支援を行います。

これら地域活動の中では、「新しい生活様式」を踏まえ、感染予防対策を徹底しながら各取組みを進めていきます。

- 1 社会参加の促進と活動機会の充実
- 2 多様な交流機会の提供と文化、スポーツ活動などの充実
- 3 高齢者の就労促進

### <基本目標3> 包括的支援事業の推進

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが続けられるよう、多様なサービスを受けられる体制づくりや、高齢者を地域全体で支えるための各種取り組みを推進していきます。

高齢者世帯による介護、高齢者の社会的孤立や生活困窮、障がい者の高齢化、子育て世代による介護など、複雑化・複合化した課題などに対応するため、関係機関との連携を推進し、包括的な支援体制の構築を目指します。

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 生活支援体制整備事業の推進
- 3 在宅医療・介護連携の推進



## <基本目標4> 認知症施策・権利擁護の推進

認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができるようにするとともに、その家族等も安心して生活を送ることができるよう、総合的な認知症施策を推進します。

幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発や理解の促進を図り、認知症のあるなしにかかわらずお互いに助け合える環境づくりと、共に活躍できる体制づくりに取り組みます。

また、「認知症初期集中支援チーム」との連携を図り、早期発見・早期治療へとつなぐ取り組みを推進します。

さらに、判断能力が不十分な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待に対する取り組みや高齢者の権利を守る取り組みを推進し、地域共生社会の実現を目指します。

### 1 認知症施策の推進

### 2 高齢者の権利擁護体制の推進

## <基本目標5> 地域の支え合いと安心・安全なまちづくり

高齢者が地域で安心して暮らせるように、多様な住まいの情報を提供し、高齢者が自分に合った住まいを選ぶことができるよう支援します。

移動支援として、ふれあいツクールバスの利用を促進し、高齢者の利便性の確保を図っていきます。

また、地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等と整合を図りながら、災害時や感染症の流行期等においても安定的な介護保険サービスの提供が図られるよう高齢者やサービス事業者等に対する総合的な感染症対策・防災対策に取り組みます。

### 1 福祉サービスによる在宅生活支援

### 2 居住環境の充実

### 3 安全性に配慮した生活環境の整備

## <基本目標6> 地域の支え合いと安心・安全なまちづくり

介護給付費が増大しており、人材確保を始め安定した介護サービスの提供や介護保険料の適正な算出が求められています。介護ニーズの変化を見据えた、過不足ない適正なサービスの確保が必要となります。

介護サービス・介護予防サービスにおける利用者ニーズの把握とそれに合わせたサービスの供給とともに、利用者の状況に応じた適正なサービス利用を促し、安定的な介護保険制度の運営に努めます。

また、介護人材の確保や感染症対策等に関する施策を講じることで、サービス事業者への支援体制を強化します。

### 1 介護サービスの充実

### 2 情報提供、相談対応

### 3 地域密着型サービス事業者などの適切な指定、指導監査

### 4 介護・福祉人材の確保及び資質の向上

### 5 介護保険給付の適正化計画

### 6 低所得者の負担軽減

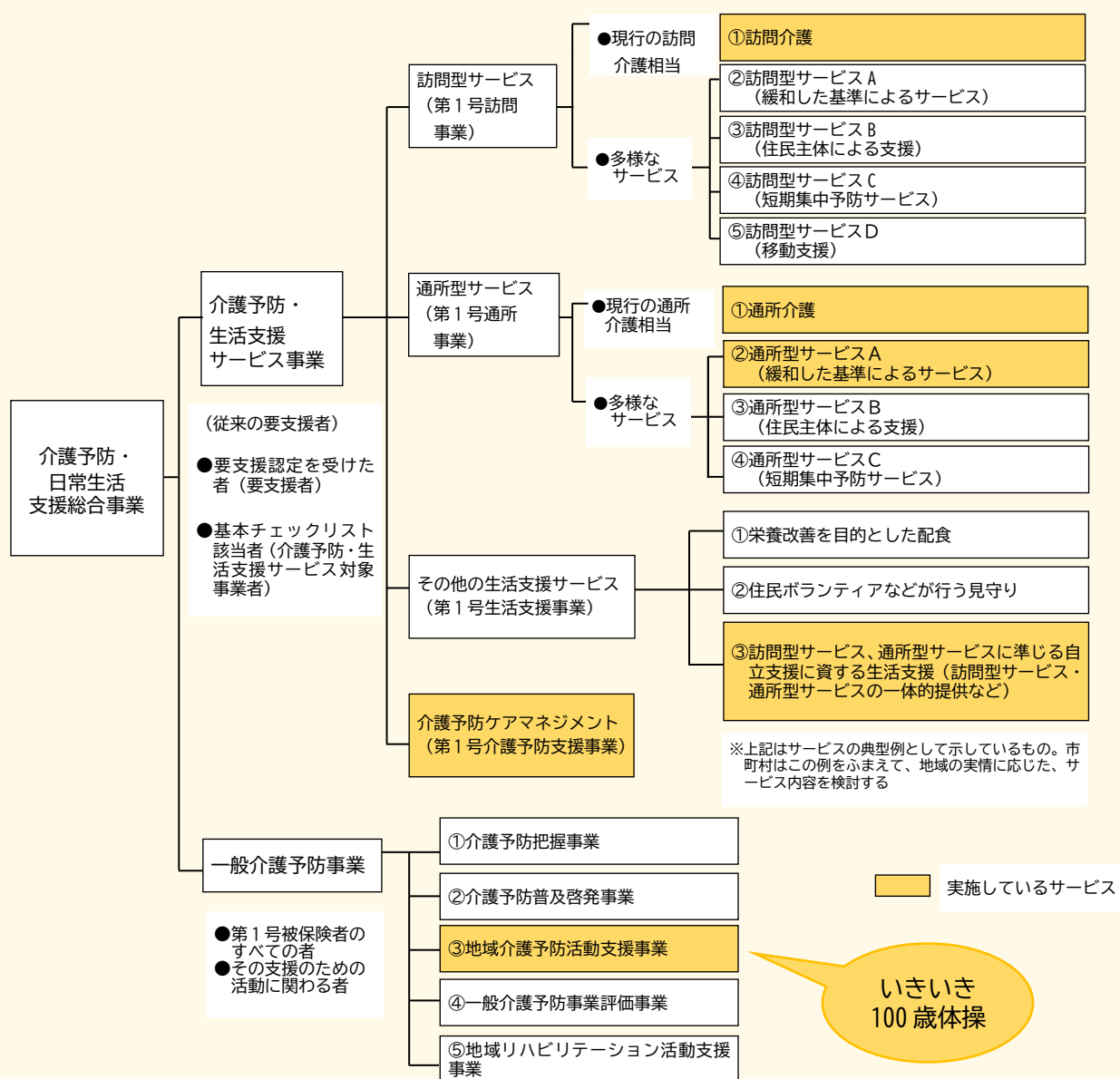


# 介護予防・日常生活支援総合事業

## ❖介護予防・日常生活支援総合事業とは

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

本町で実施している事業は次の通りとなっています。





## 日常生活圏域の設定

### ❖日常生活圏域とは

介護保険事業計画において、当該市町村が「その住民が日常生活を営んでいる地域」として、地理的条件、人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

### ❖本町の日常生活圏域の設定

第7期計画に引き続き、町全体を一つの「日常生活圏域」と設定します。

#### □日常生活圏域の概要

令和2年10月1日現在

| 圏域  | 面積                     | 総人口    | 高齢者人口 | 高齢化率  | 高齢者のいる世帯 |
|-----|------------------------|--------|-------|-------|----------|
| 芦北町 | 233.81 km <sup>2</sup> | 16,675 | 7,397 | 44.4% | 5,021    |



## 第1号被保険者保険料の見込み

介護予防サービス給付費・介護サービス給付費及び地域支援事業費の見込額は、次の通りとなります。

### ❖介護予防サービス給付費・介護サービス給付費

(単位：千円)

|              | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 介護予防サービス給付費計 | 124,470   | 125,190   | 125,381   |
| 介護サービス給付費計   | 2,038,362 | 2,049,029 | 2,126,175 |
| 計            | 2,162,832 | 2,174,219 | 2,251,556 |

### ❖地域支援事業費

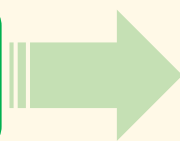
(単位：千円)

|                  | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|------------------|---------|---------|---------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 119,775 | 119,775 | 119,775 |
| 包括的支援事業・任意事業費    | 52,708  | 54,627  | 55,687  |
| 計                | 172,483 | 174,402 | 175,462 |



標準給付費及び地域支援事業費の見込額等から算出される 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の基準月額保険料は第 7 期同様 4,991 円となります。

第 7 期（平成 30 年度～令和 2 年度）  
基準月額保険料 4,991 円



第 8 期（令和 3 年度～令和 5 年度）  
基準月額保険料 4,991 円

❖所得段階別の保険料額（第 1 号被保険者）

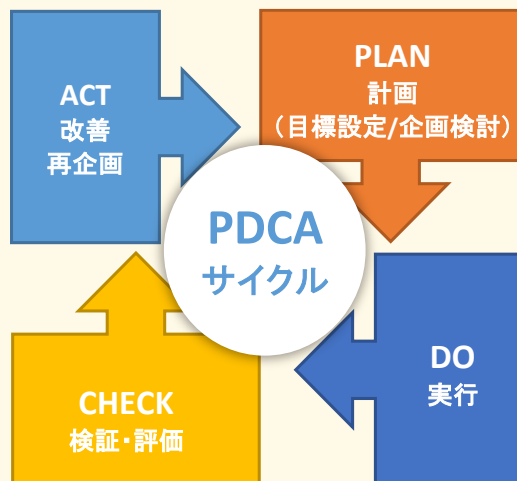
| 所得段階   | 対象者                                                                                   | 保険料率         | 保険料月額   | 保険料年額     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|-----------|
| 第 1 段階 | ・生活保護被保護者等<br>・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の「公的年金等収入」と「合計所得金額から公的年金等収入に係る所得を控除した額」の合計が 80 万円以下の人 | 基準額 × 0.3    | 1,497 円 | 18,000 円  |
| 第 2 段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の「公的年金等収入」と「合計所得金額から公的年金等収入に係る所得を控除した額」の合計が 80 万円超 120 万円以下の人       | 基準額 × 0.5    | 2,496 円 | 30,000 円  |
| 第 3 段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の「公的年金等収入」と「合計所得金額から公的年金等収入に係る所得を控除した額」の合計が 120 万円超の人               | 基準額 × 0.7    | 3,494 円 | 41,900 円  |
| 第 4 段階 | ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の「公的年金等収入」と「合計所得金額から公的年金等収入に係る所得を控除した額」の合計が 80 万円以下の人      | 基準額 × 0.8    | 3,993 円 | 53,900 円  |
| 第 5 段階 | ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の「公的年金等収入」と「合計所得金額から公的年金等収入に係る所得を控除した額」の合計が 80 万円超の人       | 1.0<br>(基準額) | 4,991 円 | 59,900 円  |
| 第 6 段階 | ・市町村民税課税かつ前年の本人の合計所得金額 120 万円未満の人                                                     | 基準額 × 1.2    | 5,989 円 | 71,900 円  |
| 第 7 段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満の人                                               | 基準額 × 1.3    | 6,488 円 | 77,900 円  |
| 第 8 段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満の人                                               | 基準額 × 1.5    | 7,487 円 | 89,800 円  |
| 第 9 段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 320 万円以上の人                                                        | 基準額 × 1.7    | 8,485 円 | 101,800 円 |



## 計画の推進と進行管理

高齢者福祉事業の円滑な実施、介護保険事業の適正な運営には、「計画の進行管理」が重要です。関係部署が連携して管理体制を構築し、計画の適正な運営に努めます。

介護保険事業特別会計など財政に関する事項、要介護認定、居宅サービス計画、不服申立て、相談窓口体制など事業に関する事項について、下図のPDCAサイクルを用いて、効果的な評価が実施される体制を構築します。



### 第8期（令和3～5年度） 芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

〒869-5498  
熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015  
芦北町福祉課介護高齢者福祉係  
電話 0966-82-2511